

会員各位

荒井商事株式会社
アライオートオークション仙台(株)
アライオートオークショングループ

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 盛夏の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、2021年9月1日より、乗用/商用バン及びトラック/バスオークション規約につきまして、内容の一部を改定し運営を行います。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導入日

2021年9月1日(水)

内 容

【規約改定】

1. オークション規約(乗用/商用バン)

- (1) 第4章会員の権利義務 第21条(禁止行為)の改定
- (2) 第9章書類 第34条(譲渡書類) 第2項の改定
- (3) 第9章書類 第34条(譲渡書類) 第4項の改定
- (4) 第9章書類 第35条(譲渡書類の罰則) 第1項の改定
- (5) 第9章書類 第40条(クレーム細目)書類細目 1.書類提出期限の改定
- (6) 第9章書類 第40条(クレーム細目)書類細目 3.書類遅延及び紛失等によるペナルティの改定
- (7) 第11章の〔I〕検査規定 第3条(出品車両規定) 1項(6)の削除

2. オークション規約(トラック/バス)

- (1) 第4章会員の権利義務 第21条(禁止行為)の改定
- (2) 第9章書類 第34条(譲渡書類) 第2項の改定
- (3) 第9章書類 第34条(譲渡書類) 第4項の改定
- (4) 第9章書類 第35条(譲渡書類の罰則) 第1項の改定
- (5) 第9章書類 第40条(クレーム細目)書類細目 1.書類提出期限の改定

- (6) 第9章書類 第40条(クレーム細目)書類細目 3.書類遅延及び紛失等によるペナルティの改定
- (7) 第11章の〔I〕検査規定 第3条(出品車両規定) 1項(6)の削除
- (8) 第11章の〔II〕裁定(クレーム)規定 第17条(クレーム処理細則) 内装 ③の削除

1. オークション規約(乗用/商用バン)

(1) 第4章 会員の権利義務 第21条(禁止行為)の改定

《現在》

オークションにおいて、以下の各号に定める行為を禁止する。

- (1) 出品車両を売手・買手がセリ前に、直接談合取引をすること
- (2) 流札車両をアライAAを通さず、売手・買手が直接談合取引をすること
- (3) 自出品車両に対して、出品者自らセリに参加または意思を通じた第三者をして参加させること、または、第三者を利用して意図的に価格吊り上げを図るなど、公正なオークション取引の成立を妨げ、若しくは不当な取引の成立を図ること
- (4) 調整室、事務局等に許可なく立入りをする事
- (5) 一般消費者及びアライAAが認めた者以外の者を会場内に同伴すること
- (6) 会員相互で名義を貸して出品・落札する行為、登録証(ポスカード)の会場内外での貸与、ポス端末機の代行操作等をする事
- (7) アライAAの許可なく出品者及び旧名義人等に連絡をとること
- (8) その他、本規約に違反すること

↓

《改定後》

以下の各号に定める行為を禁止する。

- (1) 出品車両を売手・買手がセリ前に、直接談合取引をすること
- (2) 流札車両をアライAAを通さず、売手・買手が直接談合取引をすること
- (3) 自出品車両に対して、出品者自らセリに参加または意思を通じた第三者をして参加させること、または、第三者を利用して意図的に価格吊り上げを図るなど、公正なオークション取引の成立を妨げ、若しくは不当な取引の成立を図ること
- (4) 調整室、事務局等に許可なく立入りをする事
- (5) 一般消費者及びアライAAが認めた者以外の者を会場内に同伴すること
- (6) 会員相互で名義を貸して出品・落札する行為、登録証(ポスカード)の会場内外での貸与、ポス端末機の代行操作等をする事
- (7) アライAAの許可なく出品者及び旧名義人等に連絡をとること
- (8) アライAAが管理する敷地内においてアライAAの許可なく写真・動画撮影及び録音等を行うこと
- (9) アライAAの管理する敷地内において自らまたはアライAA、その他第三者が撮影または録音した写真・動画・音声等をアライAAの許可なく使用すること
(アライAAのホームページやSNSに掲載している映像を含むが、それに限られない)
- (10) その他、本規約に違反すること

(2) 第9章書類 第34条（譲渡書類）第2項の改定

《現在》

2 成約車両の譲渡書類は、オークション開催日より8日以内に当該開催事務局に提出しなければならない。

↓

《改定後》

2 成約車両の譲渡書類は、オークション開催日より8日以内に当該開催事務局に提出しなければならない。また、出品申込時に出品票内に譲渡書類の提出遅れが明記されていた場合においても、オークション開催日より15日以内に当該開催事務局に提出しなければならない。この場合、出品者は出品した車両が成約（商談及び逆商談・AA在庫サービスでの成約を含む）した場合は、成約車両ごとに5,000円をプラスした成約手数料をアライAAに支払わなければならない。

(3) 第9章書類 第34条（譲渡書類）第4項の改定

《現在》

4 譲渡書類の有効期限が、オークション開催日より翌月末に満たないもので、有効期限が、オークション開催日より21日以上のもは、出品票に有効期限（名変期限）を記載し、オークション開催日より8日以内に提出する。なお、提出期限を過ぎたものは、早期名変ペナルティまたは譲渡書類差替の対象となる。

↓

《改定後》

4 譲渡書類の有効期限が、オークション開催日より翌月末に満たないもので、有効期限が、オークション開催日より21日以上のもは、出品票に有効期限（名変期限）を記載し、オークション開催日より8日以内に提出する。なお、提出期限を過ぎたものは、早期名変ペナルティまたは譲渡書類差替の対象となる。出品申込時に譲渡書類の提出遅れが明記されていた場合、出品票に有効期限（名変期限）を記載していても、無効の取扱いとする。

(4) 第9章書類 第35条（譲渡書類の罰則）第1項の改定

《現在》

1 出品者が、必要な譲渡書類の引き渡しを、オークション開催日から9日以上遅延した場合は、書類遅延ペナルティ（書類細目事項 3.書類遅延ペナルティ）を科す。ただし、落札者が、車両代金の決済を遅延した場合には、落札者が、書類遅延ペナルティを受取る権利を失う。

↓

《改定後》

1 出品者が、必要な譲渡書類の引き渡しを、オークション開催日から9日以上遅延した場合は、書類遅延ペナルティ（書類細目事項 3.書類遅延ペナルティ）を科す。また、出品申込時に譲渡書類の提出遅れが明記されていた場合、オークション開催日より16日以上遅延した場合は、書類遅延ペナルティ（書類細目事項 3.書類遅延ペナルティ）を科す。ただし、落札者が、車両代金の決済を遅延した場合には、落札者が書類遅延ペナルティを受取る権利を失う。

(5) 第9章書類 第40条 (クレーム細目) 書類細目 1.書類提出期限の改定

《現在》

- オークション開催日から8日以内。



《改定後》

- オークション開催日から8日以内。
- 出品票に譲渡書類の提出遅れの記載があるものは、オークション開催日から15日以内。

(6) 第9章書類 第40条 (クレーム細目) 書類細目 3.書類遅延及び紛失等による

ペナルティの改定

《現在》

3. 書類遅延及び紛失等によるペナルティ	○ オークション開催日より9日以降の場合、下記のとおり遅延ペナルティの対象となる。	
	9日以上16日未満の遅延の場合	10,000円
	16日以上23日未満の遅延の場合	20,000円
	23日以上30日未満の遅延の場合	30,000円
	30日以上37日未満の遅延の場合	50,000円
	37日以上遅延の場合,週ごとに10,000円の加算	



《改定後》

3. 書類遅延及び紛失等によるペナルティ	○ オークション開催日より9日以降の場合、下記のとおり遅延ペナルティの対象となる。	
	9日以上16日未満の遅延の場合	10,000円
	16日以上23日未満の遅延の場合	20,000円
	23日以上30日未満の遅延の場合	30,000円
	30日以上37日未満の遅延の場合	50,000円
	37日以上遅延の場合,週ごとに10,000円の加算	
	○ 出品票に譲渡書類の提出遅れの記載があるものは、オークション開催日より16日以降の場合、下記のとおり遅延ペナルティの対象となる。	
	16日以上23日未満の遅延の場合	10,000円
	23日以上30日未満の遅延の場合	20,000円
	30日以上37日未満の遅延の場合	30,000円
	37日以上遅延の場合,週ごとに10,000円の加算	

(7) 第 11 章の〔 I 〕検査規定 第 3 条（出品車両規定） 1 項(6)の削除

《現在》

(6) スペアタイヤ・ジャッキ・ホイールレンチ等が付いていること

↓

《改定後》

削除

2. オークション規約(トラック・バス)

(1) 第 4 章 会員の権利義務 第 21 条（禁止行為）の改定

《現在》

オークションにおいて、以下の各号に定める行為を禁止する。

- (1) 出品車両を売手・買手がセリ前に、直接談合取引をすること
- (2) 流札車両をアライAAを通さず、売手・買手が直接談合取引をすること
- (3) 自出品車両に対して、出品者自らセリに参加または意思を通じた第三者をして参加させること、または、第三者を利用して意図的に価格吊り上げを図るなど、公正なオークション取引の成立を妨げ、若しくは不当な取引の成立を図ること
- (4) 調整室、事務局等に許可なく立入りをする事
- (5) 一般消費者及びアライAAが認めた者以外の者を会場内に同伴すること
- (6) 会員相互で名義を貸して出品・落札する行為、登録証(ポスカード)の会場内外での貸与、ポス端末機の代行操作等を行うこと
- (7) アライAAの許可なく出品者及び旧名義人等に連絡をとること
- (8) その他、本規約に違反すること

↓

《改定後》

以下の各号に定める行為を禁止する。

- (1) 出品車両を売手・買手がセリ前に、直接談合取引をすること
- (2) 流札車両をアライAAを通さず、売手・買手が直接談合取引をすること
- (3) 自出品車両に対して、出品者自らセリに参加または意思を通じた第三者をして参加させること、または、第三者を利用して意図的に価格吊り上げを図るなど、公正なオークション取引の成立を妨げ、若しくは不当な取引の成立を図ること
- (4) 調整室、事務局等に許可なく立入りをする事
- (5) 一般消費者及びアライAAが認めた者以外の者を会場内に同伴すること
- (6) 会員相互で名義を貸して出品・落札する行為、登録証(ポスカード)の会場内外での貸与、ポス端末機の代行操作等を行うこと
- (7) アライAAの許可なく出品者及び旧名義人等に連絡をとること
- (8) アライAAが管理する敷地内においてアライAAの許可なく写真・動画撮影及び録音等を行うこと
- (9) アライAAの管理する敷地内において自らまたはアライAA、その他第三者が撮影または録音した写真・動画・音

声等をアライAAの許可なく使用すること

(アライAAのホームページやSNSに掲載している映像を含むが、それに限られない)

(10) その他、本規約に違反すること

(2) 第9章書類 第34条 (譲渡書類) 第2項の改定

《現在》

2 成約車両の譲渡書類は、オークション開催日より8日以内に当該開催事務局に提出しなければならない。

↓

《改定後》

2 成約車両の譲渡書類は、オークション開催日より8日以内に当該開催事務局に提出しなければならない。また、出品申込時に出品票内に譲渡書類の提出遅れが明記されていた場合においても、オークション開催日より15日以内に当該開催事務局に提出しなければならない。この場合、出品者は出品した車両が成約(商談及び逆商談・AA在庫サービスでの成約を含む)した場合は、成約車両ごとに5,000円をプラスした成約手数料をアライAAに支払わなければならない。

(3) 第9章書類 第34条 (譲渡書類) 第4項の改定

《現在》

4 譲渡書類の有効期限が、オークション開催日より翌月末に満たないもので、有効期限が、オークション開催日より21日以上のもは、出品票に有効期限(名変期限)を記載し、オークション開催日より8日以内に提出する。なお、提出期限を過ぎたものは、早期名変ペナルティまたは譲渡書類差替の対象となる。

↓

《改定後》

4 譲渡書類の有効期限が、オークション開催日より翌月末に満たないもので、有効期限が、オークション開催日より21日以上のもは、出品票に有効期限(名変期限)を記載し、オークション開催日より8日以内に提出する。なお、提出期限を過ぎたものは、早期名変ペナルティまたは譲渡書類差替の対象となる。出品申込時に譲渡書類の提出遅れが明記されていた場合、出品票に有効期限(名変期限)を記載していても、無効の取扱いとする。

(4) 第9章書類 第35条 (譲渡書類の罰則) 第1項の改定

《現在》

1 出品者が、必要な譲渡書類の引き渡しを、オークション開催日から9日以上遅延した場合は、書類遅延ペナルティ(書類細目事項 3.書類遅延ペナルティ)を科す。ただし、落札者が、車両代金の決済を遅延した場合には、落札者が、書類遅延ペナルティを受取る権利を失う。

↓

《改定後》

1 出品者が、必要な譲渡書類の引き渡しを、オークション開催日から9日以上遅延した場合は、書類遅延ペナルティ(書類細目事項 3.書類遅延ペナルティ)を科す。また、出品申込時に譲渡書類の提出遅れが明記されていた場合、オークション開催日より16日以上遅延した場合は、書類遅延ペナルティ(書類細目事項 3.書類遅延ペナルティ)を科す。ただし、落札者が、車両代金の決済を遅延した場合には、落札者が書類遅延ペナルティを受取る権利を失う。

(5) 第9章書類 第40条 (クレーム細目) 書類細目 1.書類提出期限の改定

《現在》

- オークション開催日から8日以内。



《改定後》

- オークション開催日から8日以内。
- 出品票に譲渡書類の提出遅れの記載があるものは、オークション開催日から15日以内。

(6) 第9章書類 第40条 (クレーム細目) 書類細目 3.書類遅延及び紛失等による

ペナルティの改定

《現在》

3. 書類遅延及び紛失等によるペナルティ	○ オークション開催日より9日以降の場合、下記のとおり遅延ペナルティの対象となる。	
	9日以上16日未満の遅延の場合	10,000円
	16日以上23日未満の遅延の場合	20,000円
	23日以上30日未満の遅延の場合	30,000円
	30日以上37日未満の遅延の場合	50,000円
	37日以上遅延の場合、週ごとに10,000円の加算	



《改定後》

3. 書類遅延及び紛失等によるペナルティ	○ オークション開催日より9日以降の場合、下記のとおり遅延ペナルティの対象となる。	
	9日以上16日未満の遅延の場合	10,000円
	16日以上23日未満の遅延の場合	20,000円
	23日以上30日未満の遅延の場合	30,000円
	30日以上37日未満の遅延の場合	50,000円
	37日以上遅延の場合、週ごとに10,000円の加算	
	○ 出品票に譲渡書類の提出遅れの記載があるものは、オークション開催日より16日以降の場合、下記のとおり遅延ペナルティの対象となる。	
	16日以上23日未満の遅延の場合	10,000円
	23日以上30日未満の遅延の場合	20,000円
	30日以上37日未満の遅延の場合	30,000円
	37日以上遅延の場合、週ごとに10,000円の加算	

(7) 第11章の〔I〕検査規定 第3条（出品車両規定）1項(6)の削除

《現在》

(6) スペアタイヤ・ジャッキ・ホイールレンチ等が付いていること

↓

《改定後》

削除

(8) 第11章の〔II〕裁定(クレーム)規定 第17条（クレーム処理細則）内装③の削除

《現在》

内装	クレーム内容	クレーム対象の有無&申立期間						備考
		小型	中型	大型	修復車	外部落札	商談	
	③ジャッキ, 工具, スペアタイヤ 欠品	当日	当日	当日	当日	5日	—	ジャッキ小型・中型 5,000円, 大型 10,000円 パー・クリップレンチ 3,000円 スペア小型 7,000円, 中型 12,000円, 大型 20,000円

↓

《改定後》

削除

以上

